

低入札対策の強化について

名古屋高速道路公社では、かねてから工事等の適正な履行、下請業者へのしわ寄せ防止、安全管理体制の確保及び品質確保などの観点から、低入札の排除に努めてきたところであります。

今回一層の低入札対策の強化を図ることとし、以下のとおり建設工事について調査基準価格の見直しを行います。

1 改正内容

建設工事に係る低入札価格調査制度における「調査基準価格」の算定式について、以下のとおり一般管理費の算入率を「55%」から「68%」に引き上げます。

(改正前)

予定価格の7.5/10～9.2/10範囲内で設定

$$\begin{aligned} & (\text{直接工事費} \times 97\% + \text{共通仮設費} \times 90\% \\ & \quad + \text{現場管理費} \times 90\% + \text{一般管理費} \times 55\%) \times 1.1 \end{aligned}$$

↓

(改正後)

予定価格の7.5/10～9.2/10範囲内で設定

$$\begin{aligned} & (\text{直接工事費} \times 97\% + \text{共通仮設費} \times 90\% \\ & \quad + \text{現場管理費} \times 90\% + \text{一般管理費} \times 68\%) \times 1.1 \end{aligned}$$

(参考条文)

「名古屋高速道路公社低入札価格調査実施要綱」第3条

2 対象

競争入札に付す予定価格1,000万円以上の工事

3 開始時期

令和4年10月1日以降に公告又は指名通知を行う入札から適用します。